

一般開放校施設の使用団体登録について



担当 調布市教育委員会教育部社会教育課社会教育係
TEL 042-481-7488 FAX 042-481-7739
メールアドレス syakaiky@city.chofu.lg.jp

1 一般開放とは

※一般開放は、調布市立学校一般開放実施要項等に基づき行っています。

一般開放とは、「学校開放」の形の1つです。

調布市では、学校教育に支障のない日時に限り、体育館等を市民の方(市内在住・在勤・在学)が使用できる「学校開放」を行っています。

スポーツ等の社会教育事業が対象で、施設使用料は無料です。使用にあたっては、事前に団体登録が必要です。

学校開放には、一般開放と総合開放の2つの形があります。

種類	対象	学校	問合せ先
一般開放	市内の方	第一小, 第三小, 第七中	社会教育課
総合開放	原則, 学区域内にお住まいの方	第一小, 第三小, 調和小 以外の調布市立小学校	各学校の副校長

※総合開放とは

総合開放は、「学校開放」の形の1つで、各学校の「開放運営委員会」が運営しています。原則、学区域内の方に施設を開放しており、登録団体には地域運動会等、地域の行事への協力をお願いしています。開放時間や登録手続き等は、各学校の副校長に別途お問合せください。

2 一般開放の登録要件

- (1) 代表者は18歳以上(高校生不可)であること。
- (2) 市内に在住, 在勤又は在学する者が10人以上(未就学児を除く)で構成するスポーツ団体であること。
- (3) 市内に在住, 在勤又は在学する者が, 全体の半数以上をしめること。
(例) 30人の団体→15人以上が市内者(在住・在勤・在学)
- (4) 営利を目的とする団体でないこと。
- (5) 特定の宗教, 宗派又は教団を支持する団体でないこと。
- (6) 一般開放登録団体使用上の注意事項に同意すること。

3 使用可能種目一例

バドミントン，バレーボール，バスケットボール，ドッジボール，
 インディアカ，卓球，ネオホッケー，タグラグビー，ドッチビー，
 ダンス体操，ジャグリング，剣道，空手道，太極拳

※ 上記の種目以外の使用については，学校との協議を要するので，
 社会教育課にお問合せください。ただし，フットサル及び
 ハンドボールは，学校との取決めにより使用不可となっております。

4 一般開放の使用可能施設・曜日・時間帯

一般開放登録団体は，以下の使用可能時間において，インターネットの
 予約システムで体育館の使用予約を行うことができます。

なお，使用できる施設は第一小学校・第三小学校・第七中学校の体育館
 となります。

			月	火	水	木	金	土	日				
									第1	第2	第3	第4	第5
第一小	午前	9:00~12:00	/	/	/	/	/	/	/	○	/	○	/
	午後	13:00~16:00	/	/	/	/	/	/	○				
	夜間	19:00~21:00	○	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/
第三小	午前	9:00~12:00	/	/	/	/	/	/	○				
	午後	13:00~16:00	/	/	/	/	/	/	○				
	夜間	19:00~21:00	○	○	○	○	○	○					
第七中	午前	9:00~12:00	/	/	/	/	/	/					
	午後	13:00~16:00	/	/	/	/	/	/					
	夜間	19:00~21:00	○	○	○	/	/	/	○				

参考 インターネットによる予約システムについて

【調布市施設予約システム URL】

<https://web02.rsv.ws-scs.jp/chofu/web/>

※検索サイトで「調布市施設予約システム」と
 検索ください。

↓予約システムへの
 リンクQRコード



【注意事項】

学校施設を使用していることから、市や教育委員会または学校が使用する場合（住民説明会や開設準備を含む避難所開設時等）は、当日の予約をしても、または活動中でも開放は中止となりますので、御了承ください。

①登録申請

1 受付場所：調布市教育委員会教育部社会教育課窓口

場 所：教育会館1階(調布市小島町2-36-1)

受付可能日：月～金曜日（祝日、年末年始の閉庁日を除く）

受付時間：開庁時間（8時30分～17時15分）

※窓口に来られる方は、代表者の代理の方でも可能ですが、身分証明書の提示をお願いしております（代表者の身分証明書については必ずコピーを御持参ください）。

2 提出書類

(1) 調布市立学校一般開放施設使用団体登録申請書

・パスワードは、任意の4桁の数字を記入してください。

(2) 会員名簿

・使用するメンバー全員の氏名・住所・電話番号を記入してください。

・市内在住ではなく、市内に在勤又は在学している方は、備考欄に勤務先等を御記入ください。

・未就学児は名簿に記入しないでください。

・同一人が、同一種目の複数の団体に構成員として登録することはできません（重複登録不可）。

(3) 代表者の身分証明書

・代表者の本人確認及び年齢確認ができ、市内在住、在勤、在学していることが証明できるもの（住民票、運転免許証、社員証、学生証など）を持参してください。その場で、コピーさせていただきます。

(4) 一般開放登録団体使用上の注意事項

・注意事項に同意のうえ、署名してください。

3 カードの発行

申請の3日後（土・日・祝日等の閉庁日を除く）に、登録カードが発行されますので、開庁時間（8時30分～17時15分）に社会教育課にてお受取りください。

②登録カード

1 カードの概要

カードには登録番号（8桁の数字）が掲載されており、この登録番号は、インターネットによるシステムでの予約時に使用します。

また、このカードは施設使用時に管理指導員に提示していただきます。

2 登録カード

有効期限は、発行した日から3年を経過した日の属する月の末日までとなります。

なお、更新の場合は、前回有効期限の3年後を有効期限とします。

3 更新

更新の手続きは、有効期限の翌日の3か月前から受付可能です。

更新の方法は、登録手続きと同様となります。

（例）有効期限が2023年5月31日までの場合

5月31日の翌日にあたる6月1日から3か月前となる

2023年3月1日から更新手続きを行うことができます。

なお、社会教育課から更新手続きの御案内はいたしませんので、有効期限を御確認のうえ、手続きいただきますようお願いいたします。

抽選予約に確実に参加されたい場合は、早めの更新をお勧めします。

4 再発行

登録カードを紛失した場合は、再発行いたします。再発行の方法は、登録手続きと同様となります。

なお、紛失した登録カードの番号は失効となります。

5 登録内容の変更

代表者・住所・電話番号等を変更した場合は、届出を行ってください。登録内容の変更方法については、担当者から御案内をさせていただきますので、変更希望の項目を明記の上、社会教育課へメールで御連絡ください（メールでの連絡が難しい場合は、電話で御相談ください）。

6 登録の取消

団体が解散となる等、一般開放校施設を使用しなくなる場合も、届出を行ってください。取消の方法については、担当者から御案内をさせていただきますので、社会教育課へメールで御連絡ください（メールでの連絡が難しい場合は、電話で御相談ください）。

7 その他

パスワード及びメールアドレスの変更は、予約システム上で行うことができます。予約システムトップページの「利用者個別設定」から変更ください。

参考 一般開放校施設へのアクセスMAP

